# 9月は「職場の健康診断実施強化月間」です ~健康診断と事後措置の徹底を!~ 下関労働基準監督署(安全衛生課: 2083-237-2166)

本月間の取組として、①労働安全衛生法に基づく一般定期健康診断の実施、②その結果についての医師の意見聴取、③その意見を踏まえた就業上の措置の実施の徹底を、改めてお願いしているところです。

本紙では、強化月間の重点事項や健康管理に関係する事項についてまとめましたので、別紙(自主点検表)のチェック項目をご確認いただき、必要な対応をお願いします。

また、今年度は以下の2点を重点的に周知するとしていますので、あわせてご確認ください。

#### • 医療保険者との連携

医療保険者(協会けんぽ、健保組合、市町村国保、国保組合、共済組合等)が行うとされている特定健康診査について、労働安全衛生法に基づく一般定期健康診断を既に実施した方については診査項目が免除されることになっていますが、医療保険者から求められた場合、従業員の健康診断結果を提供していただくようお願いします。(高齢者の医療の確保に関する法律第27条)

また、特定健康診査の対象ではない40歳未満の方についても、保健事業に活用することを目的に改正健康保険法等が令和4年1月から施行され、一層の連携がなされることになっています。

### ・コロナ禍における計画的な健康診断の実施

新型コロナウイルス感染症の影響等によって予約が取れない場合など、法定の期日までに健康診断が 実施できない場合も考えられるところです。期日以降であってもできるだけ早期に実施できるよう、早 めに健康診断実施機関と協議の上、計画的に実施されるようお願いします。

また、実施に当たっては、いわゆる<u>『三つの密』を避け、十分な感染防止対策を講じ</u>た健康診断実施機関において、実施してください。

### ~職場で必要な健康管理あれこれ~

- 過重労働による健康障害の防止
  - ☑ 時間外労働の削減、年次有給休暇の取得促進(総合対策)
  - ☑ 労働時間の状況の把握 (労働安全衛生法第66条の8の3)
  - ☑ 時間外・休日労働が月80時間を超える者への医師による面接指導の実施(労働安全衛生法第66条の8)
- メンタルヘルス対策
  - ☑ ストレスチェックの実施(労働安全衛生法第66条の10)
  - ☑ パワハラ防止措置(対処方針の明確化、相談窓口の設置、事案への迅速・適切な対応)(労働施策総合推進法)
- 職場におけるコロナウイルス感染防止対策(5つのポイント)
  - ☑ テレワーク・時差出勤等の推進
  - ☑ 体調がすぐれない人が気兼ねなく休めるルールを定め、実行できる雰囲気作り
  - ☑ 従業員間の距離確保、定期的な換気、仕切り、マスク徹底など、密にならない工夫の実践
  - ☑ 休憩所、更衣室などの"場の切り替わり"や、飲食の場など「感染リスクが高まる『5 つの場面』」での対策・呼びかけ
  - ☑ 手洗いや手指消毒、咳エチケット、複数人が触る箇所の消毒など、感染防止のための基本的な対策の実行
- ☆ 山口産業保健総合支援センターの地域窓口(地域産業保健センター)が行う、労働者数 50 人未満の小規模事業場の労働者を対象とした産業保健活動の支援(無料)をご利用ください。

(支援の主な内容)・健康診断結果についての医師からの意見聴取

- 長時間労働者に対する面接指導
- ・ストレスチェックに係る高ストレス者に対する面接指導
- ・メンタルヘルス不調の労働者に対する相談・指導
- ・脳・心臓疾患のリスクが高い労働者の健康管理の相談・保健指導など

お申込みは、下関地域窓口(下関市医師会内) 2083-252-2285まで

#### ~ご協力のお願い~

ご協力いただける場合は、右記の事業主用のQRコードから事業主としてのアンケートに Web 上にてご回答いただき、その後、追って送信される事業所IDを協力いただける従業員の方に伝えていただくとともに、右記の従業員用のQRコードを読み取ってWeb上にて回答(匿名)いただく流れになります。





事業主用

従業員用

ご不明な点は、協議会事務局の下関市役所健康推進課(2083-231-1408)へお問い合わせください。

## 自主点検表

## 健康診断と健康診断実施後の措置は実施できていますか?

N-W		
	一般定期健康診断を行っていますか。	□この1年以内に行っている □ " 行っていない
1	一般定期健康診断を行つしいますが。	→改善事項
		・早めの実施時期を決めてください。 <u>年 月予定</u>
		口この6ヶ月以内に行っている
	一定の有害業務に従事する労働者に	□ " 行っていない
2	対する特殊健康診断を行っています	→改善事項
	か。	・早めの実施時期を決めてください。 <u>年 月予定</u>
		□有害業務そのものがない
		□保存している
(3)	健康診断の結果の記録は保存してい	□保存していない
(3)	ますか。	→改善事項
		・記録は5年間の保存を行ってください。
		□行っている
		口行っていない
4	健康診断結果について医師等からの 意見聴取を行っていますか。	→改善事項
		・有所見項目があった労働者については、医師等から就業に係る意
		見を聴いてください。
		・その結果、健康に係る医師からの「作業の転換」や「労働時間の
		短縮」などの指示があった場合は、適切な対応を行ってください。
		□有所見者がいない
TX HAL	<b>町万側による健康降音の脚正列泉を進め</b>	□把握している
		□□把握していない
	労働者の日々の労働時間(始業・終業	一○□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□
1	時刻、休憩の取得など) を把握してい	- ・管理監督者なども含め、労働時間の状況を客観的な方法(タイム
	ますか。	カード、パソコンなどの使用時間記録、事業者の現認等)で把握
		しなければなりません。
		□行っている
		□行っていない
2	長時間労働を行った労働者に対して、 医師による面接指導を行っています	一→改善事項
		・上記によって把握した時間外・休日労働が月 80 時間を超えた労
	か。	動者に対しては、この情報を伝え、本人の申出により、医師によ
		る面接指導を行ってください。
メン	タルヘルス対策は行っていますか?	
		口行っている
1	労働者に対し、ストレスチェックを行っていますか。	口行っていない
		→改善事項
		・1年以内ごとに1回、定期に、医師等によるストレスチェックを
		行ってください。(50 人未満の事業場は、当分の間、努力義務)
		口行っている
		口行っていない
		→改善事項
2	ハラスメント対策は行っていますか。	・ハラスメント行為に対しては厳格に対処する等の方針を明確に
<u> </u>	· >> >	し、相談窓口の設置や事案への迅速・適切な対応の体制を整えて
		ください。
		※令和4年4月からは、中小企業においても、パワハラ防止のための措置
		が義務化されます。
3	メンタルヘルス対策を実施していま	職場での声掛け等による不調者の早期発見、適切な対応について、推進体
9	すか。	制の整備や研修を行いましょう。

## コロナウイルス対策を行っていますか?

日々の対策に後戻り(措置を決めたけれど、時間が経つとともに実施しなくなった) はありませんか。

感染拡大防止のために決めた措置が継続されているか、確認しましょう。 ※どういう措置をしたらよいか、具体的な実施事項をチェックリスト形式 で各国の言語で示したものを、山口労働局ホームページに掲載していま す。『職場における新型コロナ チェックリスト』とサイト内検索して、 ご利用ください。